

平成29年度事業報告

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、出版事業、広報事業等社会的ニーズに即応した事業を積極的に実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

平成29年度末現在の電子マニフェスト加入者数は192,254者、年間の登録件数は前年度比12%増の約2,665万件（電子化率53%）となった。

なお、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）に掲げられた電子マニフェストの普及目標（平成28年度電子化率50%）については、平成29年9月に達成した。

区分 年度	加入者数							電子マニフェスト 年間登録件数	
	排出事業者				収集運 搬業者	処分 業者	合計		
	A料金	B料金	C料金	計					
平成28年度 実績	3,371	18,879	126,242	148,492	16,826	8,182	173,500	23,748,382 (47%)	
平成 29年度	計画	3,500	21,000	138,000	162,500	18,200	8,500	189,200	26,700,000 (53%)
	実績	3,443	21,499	140,457	165,399	18,309	8,546	192,254	26,646,875 (53%)

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、多量排出事業者への普及促進に取り組むとともに、関係業界団体等と連携して少量排出事業者等の重点普及対象への普及活動のほか、以下の事業を実施した。

(1) 電子マニフェスト導入説明会の開催

地方公共団体、（公社）全国産業廃棄物連合会（平成30年4月1日付、（公社）全国産業資源循環連合会。以下同じ。）及び各都道府県産業廃棄物協会、関係団体等と連携して、電子マニフェスト導入説明会を積極的に実施した。

1) 導入実務研修会	46回	2,705名
2) 操作体験セミナー	156回	2,210名
3) 個別導入相談会	38回	135名
4) 地方公共団体等と連携した説明会（講師派遣）	87回	

(2) 広報活動

ホームページ掲載内容の充実、リーフレットの配付、新聞等出版物、展示会出展等による広報活動を実施した。

(3) 利便性向上のための電子マニフェストシステムの機能強化

- 1) 登録・報告に係る不適正なマニフェスト情報について、期間や地域を指定して抽出し、自治体に情報提供する機能の運用を開始した（平成29年6月）。
- 2) 委託契約書情報（廃棄物の種類、委託契約期間、処理ルート）と電子マニフェスト情報の相違を検知し、排出事業者に警告表示する機能の運用を開始した（平成29年6月）。
- 3) 積替保管を含まない場合において、有価物拾集量の入力があった場合に、収集運搬業者に警告表示する機能の運用を開始した（平成29年6月）。
- 4) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行った。

(4) 利用料金の一部引き下げ

平成29年4月1日より少量排出事業者向け利用料金（B料金・C料金）の値下げを実施し、小売業（フランチャイズ店等）や医療業（診療所等）等の少量排出事業者の普及促進を図った。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。

4. 環境省受託事業

環境省より「ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」を受託し、以下の事業を実施した。

(1) 電子マニフェストシステムの機能強化

複数のWebブラウザで、電子マニフェストシステムを利用できるよう改善した。

(2) 電子マニフェスト普及啓発事業

電子マニフェスト使用義務化の対象となる特別管理産業廃棄物多量排出事業者を中心とした電子マニフェスト制度等に関する説明会を7回（岐阜、兵庫、長野、岡山、宮城、熊本、栃木）開催した（参加者数：422名）。

(3) 電子マニフェスト現場登録アプリケーションの試行的運用事業

平成28年度に環境省が開発を行った電子マニフェスト現場登録アプリケーションの本格運用の開始に先駆け、本アプリケーションの試行的運用を行い、本格運用に向けた課題を整理し、解決策の検討を行った。

5. 電子マニフェスト事業中期計画（第7次）の策定

引き続きシステムの安定性、信頼性の確保に努め、利用者の利便性及びサービスの一層の向上を図りつつ、電子マニフェストの普及促進を着実に進めていくとともに、蓄積される電子マニフェスト情報の有効活用方策の検討を進める。また、法改正により、電子マニフェストの使用が義務付けられることとなった排出事業者等を対象に、円滑に導入するための環境の整備を図ることなどを目的として、平成30年度から32年度を計画期間とする中期計画（第7次）を策定した。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会との連携のもとに実施した。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）
（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1 課程

(2) 講習会の開催実績

1) 新規講習会	135 回	14,084 名
2) 更新講習会	170 回	20,755 名
3) 特管責任者講習会	128 回	16,956 名
4) PCB講習会	7 回	871 名
計	440 回	52,666 名

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各2回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」を1回、「PCB講習会テキスト作成・試験委員会」を2回開催した。

(4) インターネットによる受講申込みの普及拡大

各都道府県産業廃棄物協会の協力、平成28年度に導入したインターネット申込者に対する受講料の値引きなどにより、平成29年度のインターネット申込みの割合は全体の約52%となった。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会」(基礎コース)を12回、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を2回実施した。

また、学識経験者等の参画を得て、平成30年度以降の産業廃棄物マネジメント研修会のあり方について検討し、「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」として継続するとともに、業種別の研修会を実施することとした。

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：新規1社2製品、更新2社6製品(累計：11社42製品)

なお、評価製品の市場シェアが低いとの懸念があったこと等に鑑み、本事業のあり方について、見直し検討作業を進めたが、容器評価事業委員会の審議を経て、事務の適正化等を図りつつ事業を継続することとした。

IV 調査事業

1. 受託調査等事業

- (1) 国立環境研究所を代表研究機関とした環境研究総合推進費「廃棄物の焼却処理に伴う化学物質のフローと環境排出量推計に関する研究」に、昨年度に引き続き、共同研究者として参画した。
- (2) 三重県より「電子マニフェストデータ活用方策検討業務委託」を受託し、実施した。

2. 自主調査事業

国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行った。また、調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

- (1) 産業廃棄物処分施設における廃棄物・環境関連情報の活用方法の検討
- (2) 電子マニフェスト情報の活用のための調査 他

V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物管理や電子マニフェストシステムに関する情報の収集・提供、3Rの国際推進に協力する活動を行った。

(1) 日本・韓国・台湾ネットワーク会議

平成29年9月に台湾（台北）において第5回日韓台ネットワーク会議を開催し、韓国、台湾の電子マニフェスト実施機関等との交流を図り、有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関する情報交換等を行った。

(2) 政府の関係事業への協力等

関係団体等との連携を図りつつ、環境インフラの海外展開事業等に協力した。

VI 広報事業

1. JWセミナー、JW懇話会

産業廃棄物に関する最新の話題の提供、産業廃棄物の適正処理に向けた関係者の理解を深めるための「JWセミナー」及びJWセンターの関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を各1回実施した。

(1) JWセミナー：「廃棄物処理法改正に伴う“電子マニフェストシステム”の今後」 (平成30年2月27日)

1) 「電子マニフェスト制度の現状と今後の展望」

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課再生利用審査指導係長 満月 卓 氏

2) 「産業廃棄物情報の有効活用のあり方」

国立研究開発法人 国立環境研究所 汚染廃棄物管理研究室長 山田 正人 氏

(2) JW懇話会：「廃棄物処理法の現状の課題と将来を考える」 (平成30年3月26日)

佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉 氏

2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊 (年4回)
- (2) 発行部数 各号 2,300部 (秋号4,500部)
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

- (1) 廃棄物処理法令 (三段対照) ・通知集 (平成29年版) (平成29年7月発行)
- (2) 建設廃棄物適正処理マニュアル (平成23年7月発行)

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業など JWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（月2回）を行った。

また、「2017NEW環境展」（平成29年5月東京ビックサイト）に出展し、JWセンターの各事業について広報活動を行った。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催した。

- (1) 名 称 「第16回 産業廃棄物と環境を考える全国大会」
- (2) 期 日 平成29年11月17日（金）
- (3) 場 所 三翠園（高知県高知市）
- (4) 主 催 （公社）全国産業廃棄物連合会
（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
JWセンター
- (5) 参加者数 543 名

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成29年度出えん要請に基づき、出えんを行った。

3. JWセンターシステムの再構築の検討

電子マニフェストシステムの次期システム更新に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再編を含む再構築の検討を行った。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO 27001の認証の取得を目指すこととした。

VIII その他

1. 財政基盤の強化等

(1) 基本財産の増額

JWセンターの経営の長期的な安定の確保に資するため、基本財産を3.13億円から6億円に増額した。

(2) 資産取得資金の保有

平成33年1月（平成32年度）に予定されている電子マニフェストシステムの次期機器更新に備えるため、資産取得資金である電子マニフェストシステム機器更新積立資産に2.5億円を積み立てた。

2. 組織の改編

電子マニフェスト電子化率50%到達、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者への電子マニフェストの使用の義務化の導入等、現下の状況を踏まえ、電子マニフェストの更なる普及、安定性・信頼性の向上や利用者サービスの充実を図るとともに、循環型社会や低炭素社会の実現に有効なビッグデータとしてのマニフェスト情報の利活用の推進を図るため、JWセンターの組織の改編を行った。

[事務処理規程の一部改正：平成30年4月1日施行]

情報処理センター	→	電子マニフェストセンター
業務推進部	→	情報サービス部
システム開発運用部	→	情報システム部